清良記

十八之十九

農商務省圖書第共號冊

和書門
類 八三一五
函 二〇九
架 六
冊 一五

内閣文庫
和
函 八三一
架 一
冊 二

内閣文庫
番號 和 8315
冊數 15(9)
函號 151 126

和史 共十五

国立公文書館
National Archives of Japan

清記尾戸十八月原

一清長崎表事

一清長崎表税延年之事

一傳久院伝与給之事

一元親嫡男伝子分年遠之事

一元親勢威退散事

一尚弁朱度之稲子元親贈敗北之事

一尚弁朱度家後之事

東京大学史料編纂所

国立公文書館
National Archives of Japan

清良記巻第十八

清良拾氏事

天正元年八いろはの月の頃又家内より東八方面此あり
より御南海西海八大昇殿より
前の元亀三年壬申秋八九月八時々雨降り面降
十月より霜降の日より時て雨降ておりまた雨降
十二月八まるのまて雨降ておりまた天正元年甲寅四正
月より雨降て二月彼岸迄雨降て雨降て井
戸の鉢迄ばかり彼岸より雨降て四月上旬不止
雨降て五月ばかりまて又雨降て
一日も絶間なく降り七月六日迄雨降り
き四月十六日に引きまた雷電稲妻鳴響天
地震動しく人々傾くと恐て男女恐ハ

家を失ひ絶へ一人家業を
忘れつゝ孤魂を弔ふ
時の百姓暫く大洪水し
より時々九月九日西一滴も不降
く七八月の百日旱魃時は苗
時なりん稲は枯れ及諸雑草木皆枯果山の木
立と時をもふ伐れ尽し一つ迄なし松を生りか
し年中不作にて麦稗粟黍雑穀も
なし人は草根を掘り食し飢餓して餓人堂に充満
死道路に横臥し悪臭鼻を衝き
五郎左衛門と云者蔵の根を掘り且米の俵を
くるも麦一粒無之事なり中国清良家
来を遣はし殺ひ行くの民

あるゝ人々を思ひれは宗教を云ふ民者年の吉凶
を伝ふる力なし先祖なふ百姓なる
ゝ事は面々是僧侶の者蔵の根を掘り蕃薯
墨者を喰くゝ家余を殺さて之麦を荷
作に拾ふ百姓成れ如相ゝ下されを荷をゝ
斗木年深困窮の仕をゝ
めらる宗旨中なれは無して
ゝ教様なれは其人なるゝ
三双の徒ある事なれは
ゝ先祖なる無筆の僧なるゝ中
板を書なるに力を尽
主家迄百姓の小右中百姓を偽り
百余人を所ゝ刑を行ひ指南を立

十月初旬より書と苅田を以て古屋城
を攻の西ひ城かゝ伊達人新城を攻れ
ハ清長宗と申す者城内民の数三人と
共に逃ハ本 とゝ[illegible]すれ[illegible]有られ暴れ[illegible]高名老
中へ其方と申す者何成 [illegible] 合戦成し其ハ作方[illegible]
今年ハ大旱魃にて例年より事多く[illegible]
[illegible] 去年伊又軍[illegible]長宗我部[illegible]一国と
[illegible]中より清長より山表へ働へき事疑あり彼ハ
大敵対る計 某[illegible]一の者為ハ[illegible]城より兵粮[illegible]ハ叶
[illegible]ふ[illegible]陣[illegible]ハ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]事と城[illegible]
[illegible]清長[illegible]と[illegible]清長[illegible]
[illegible]清長[illegible]の[illegible]而[illegible]
[illegible]当[illegible]の[illegible]宗東

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]契[illegible]ハ[illegible]城[illegible]
[illegible]ハ十[illegible]毎彼ハ三人の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]彼ハ[illegible]の[illegible]時[illegible]の[illegible]
[illegible]又我[illegible]大敵[illegible]
[illegible]当[illegible]人[illegible]
[illegible]働[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

知をしらせんハ叶ハさる者いうなるもの
や天のよ賞罰の道なるとも古の後天才
よせされハ為し我儀成しなるものへ事を
業をハ民を治ニ誠敬を主とする民を養ふ事を
も兵船つかる事はさ海ハ
よなし他所ハ海を心ゆるしハ
ものや伊予殿を勾踐つ
多九州のつ実りしるロを
るの業をとるよりハ
事後なるすや我ら所領の民ハそ
あるして富るるすの西生ものあ
いさを進んて欲の偽を待なハ全をして

無ノ理ノ字十九ハシ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

除して職務すきハ[illegible]
ゆふ[illegible]今と他の侍のと
[illegible]
むな[illegible]清良[illegible]
すて[illegible]働あるを報
[illegible]名を清良ハ[illegible]
[illegible]時海ハ[illegible]
[illegible]と思[illegible]
大慶なり扨又父子親子孝行をする事
[illegible]治のすを忠をつくされ親
[illegible]我家[illegible]
[illegible]親の孝行[illegible]
事[illegible]別あり[illegible]法あり[illegible]失事

[illegible]を来ル他法を不肖ハ[illegible]
治め国家和合するとハ今時ハ[illegible]軍役
常ハ[illegible]朝[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]刑法[illegible]
[illegible]
清良[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ヨ任せ事一家族を養さ道へ事ハ夫ハ外を妻ハ内
をつとめ子ハ家業を相続を我中たるハ祖父十人
扶助者ハ兄弟の妻子ハ父母の恩果を三合て残しを
積
妻子ハ家業を利益ようして父母のうちよりこ
の業を持てうといふこれハ親ハ孝ハ
おつの志まつとおのくも様ハ只女ハ日
夜彩業を専用の知ル心を紡績のヲ業を
婦のハ別紡績をハ
下男の洗濯ハ模用をの云事を一般仕ハ
ハ稲ハ田ハ男ハ耕ハ
把稲をこるハ古ようの法ハ
婦ハ女人ハ田四人ハ扱ハ
三
紡ハ業ハ
村を深ハ家ハ元入ハ事ハ
資人ハ
し事ハ
変ハ
ハ先大方ハ民の
ハ心地ハ
その時ハ
ハ事ハ業ハ
の始ハ人十ハ
て始ハ明色ハ十ハ
し天ハ盆ハ
ハ一又ハ
り者ハ人の不怠者ハ清良大ハ

不絶あを動し呈を恒しくとも長らふる心を配り業
を付なるそこせるあるいてはそこうきるを撰して
ハ居らきまさうものの之呈年生涯なるハ〳〵より事な
り朝〻起る事ハ誰〻そもまめそれさ人疾
起なるくハ曲と出て其時〻より必月望るものて旅
なるとは出或ハ生人なるとなるかれうるを経霞さんと
すきるも中〻ハ宜しきの之陶して我成陶世のこ
めを能るなるハなるのも和めハ芸学なるもハ多ひ
いるうまとんなりて世代
陶るなみて主をかてうて片家のなるゆくを陶
りるねこされハ依るを不望なを望人とする
こかたくるとをあとそれぬすを陶たとしるも或ハ多ま
り親親数也の思我行を又ハあるひあるひ

人を換をくるの数いうなるあるこを利のまんの人
の思を報ハさるのをとあるくをつくを思を待し
人をふぶはあるれ年而目ありひいてハを思を
うけうとをのくるるをとこれをくれる
暇をくをを思を敷るるハてを世ひくをを人をうる
み体感ひ無なをををハ服をるをを多を
茶を法くくくを記大親
なるるるくくと人の若
して自日を送る彼家若を完又をいを無紀や甚
家をの行を此男ふを是をのハ法明してぶるめを
俄を事ひくをうて人の休ひを紀時法をあをう
しく山くり生新を歴を知てふを〻郷ざるを多的
をかをてハ日を干てたんと心ハつをるるきの人

八仕て休息する時の咄とて物語りする事ども
骨ゝ折ゆへ家別して是は
よろゝ万事人ゝ
あるゝ時は故少し時
を荷厚あるゝ
を紫蘇ゝ
ゝ
ゝ

因信六郎の橋井山左衛門山口市郎右衛門
左衛門下山源内荒井源兵衛山口源右衛門別田左衛門
なる武士侍と名付て村々を亜彼小沢を
こうとなりて依後人僻事の横目
の所やしきとなる清兵衛を
あるいは彼小やを名乗り
おのおのは雪を我と云
事下山九左衛門山口源兵衛
向林新助古賀六左衛門安
兵衛山崎久左衛門なとは名字
思の物沢右衛門迎左衛門義人因幡の侍之指揮
なる亜元此侍なる小能
年生時分義義なる遠人中人之事口の働名

なるとなる人なるを引者なる者り是侍
を除なる亜元おるるは甚を仕なる花
なる郎山の親分を他を田細なる下座衆座
なる指面後拵高兵衛を過の高姓之丈小
れ面々面なるなる之なる門なるなる
なるなる清々農業を忘ゆく小百姓沢郎小
なる川なる家衆竜戒倒事の多々清仕事の
恐義なるなる亜なるなるやく人毎之忠孝小成なる
なる小なる小僻なる西小なる分之是々なる人家子を拵
育なる家なるなるなる事多なる下是と
決時なるなるなる小高なる小強なる我親なる我
分なるなる不後之小ひ多理なるなるひて任叶と
も道理と存なる儀婦と元家相衣服小之迎元

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大臣大納言も兎角宮寺領を横領する事
法師を以て諸国の荘園を
去と云ふ事は其初発を
みるに多き場合なれば
多数の者を振捨て唯
と大臣より上中下は義人押領
辞其上国々諸寺諸社
の元も寺領元起ふ人
も面々不叶用ひ
心得違ふ
村々の本領義人
れい唯かけ田畑を
ひて
清

笑ふ者有るは
伏し前を
も清水へ
つきて
く入て
つ又
慈悲
板倉
八幡
風俗
元法
と不
侯刑
も竹

法師は
清水の一宮の社領
ものの多し心
法師
法師
清
大部分
清
法師
法師
法師

悪人天下の害にあるとも未だ
元龍索大反義軽い義重いに当ては
も大多まる果報いさしさみまつて当ては別段な
とえども大行を細謹の人り見て大ぬるを
行ふものはそれは法ひてずは強ると見るより人は死と
さうるは強を定めて清白極の人まも云う国七条
も意ひていいるんを以ての強をなると中
さうるは七度義人中うるは強上下よりは一事
二事探まてまるものは大義小あらうるに二
とよくされは行るものをこるんなるものをこと定るん場
の枝を強制まは指揮も少しは基勢を力しは事をと
を暴も動いるはのは強者多は志を称も申之
酒を別腹みるるは上はいるは強を以るも定めの

強のるまなく呑める者は酒粕内損ひるるはいとも
常に笑ひるるとそれはいふ和尚遠笑て七度は
強武士のるを思ひ皆いを強さ生物まるは悪べるを立
さうるを生るも強那る泉りるる成枝るの金首を編成
しるるはいんは金ひて強るとひるるは小るるる
さ之を義人はるるるるるは上の甚矣意ひ
るる矢るる強あるを弓元を上の甚矣意ひ
のるあり仏法の暗光を山谷はひてやるを心
るんるも寒業を射るるるれて只一のあり
茶釜を射砕さ今は渇るて家を炭を山信の為
強をるれを名京小平野
却るるるあるるるるみんちるさる
るるの強はいるぬ矢なるは

元親好ミ[後]を遣ス事

去福ヨ長宗我部元親ハ去年天正元年の春より
七年十月ニ一條殿ハ[後]ふるまるとあてはかハ土佐一流
ヨ治うとハいへども本郡ハ源氏者多しゆゆ
しき土佐中村後川ハ南の一揆ハ退ちしる
いまハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]と[後]ハ[後]と[後]ハ[後]と[後]ハ[後]
る兵庫頭国親ハ以ハ子ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
其海川ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
人ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]

そ[後]と云[後]ハ[後]元親ハ[後]福富集人を招
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]
ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]ハ[後]

国立公文書館
National Archives of Japan

進ハ云ふ不及云報ハ云ふ敵ハ西国ふ及ふ下
知ふ事之云探ふを云ふ仕候ふ此ふ人ハと
ふ云事ふ是ふ探と云ふ事ふ云て迯ふ清兵ハ出
ふ云云ふ云ふ云ふ敵ふ云ふ迯ふ云ふ清兵ハ出
旗を云て引拂ふへきふ云ふ渾ふ歩行ふ五六十騎ふ
かふ古佐勢を引ませふ対ふ云ふ云ふ云ふ云ふ
云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ
ふ懸ふ甲川ふ云ふ西ふ城ふ也ふ
古辰石京ふ進ふ申ふ八清ふ細ふ対ふ百ふ
敵引ふ振ふ云ふ是ふ迯ふ云ふ云ふ云ふ
ふ提ふ迯ふ云ふ余ふ迯ふ云ふ云ふ
一回ふ対ふ急ふ敵ふ八端ふ也回ふ云ふ
迯ふ云ふ迯ふ迯ふ迯ふ迯ふ迯ふ百ふ

敵の敵細ふ京ふ行ふ自ふ云ふ方ふ云ふ云ふ
云ふ一ふ云ふ有ふ法ふ城ふ軍ふ云ふ中ふ田ふ
ふ云ふ敵ふ行ふ人ふ中ふ云ふ古辰勢ふ
ふ迯ふ法ふ首ふ八ふ行ふ丈ふ勝岡ふ揚ふ
云ふ云ふ中ふ云ふ者ふ剛ふ云ふ行ふ云ふ彼ふ京ふ
人ふ云ふ云ふ云ふ和ふ云ふ撰ふ云ふ云ふ八ふ
又云人ふ和田民部ふ云ふ云ふ云ふ
八ふ中ふ云ふ云ふ彼ふ云ふ人ふ法
ふ云ふ申ふ法ふ城ふ時ふ尾ふ云ふ丈ふ
を真古甚内ふ裕ふ小ふ云ふ吉候ふ
ふ城ふ城ふ敵ふ云ふ云ふ尾ふ
云ふ庵ふ行ふ人ふ云ふ云ふ和
云ふ中ふ法ふ八ふ人ふ云ふ

悔思ひ[illegible]て[illegible]す又[illegible]人[illegible]仮[illegible]ハ
筒井[illegible]平[illegible]て五六[illegible]牛味[illegible]試[illegible]て[illegible]
[illegible]仮[illegible]一[illegible]
[illegible]
仮[illegible]ハ[illegible]薪
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]六人[illegible]信[illegible]大[illegible]の利徳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

元野藩主て逆[illegible]
[illegible]不[illegible]者[illegible]逆[illegible]御
[illegible]
[illegible]軍[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

而して敵味方共に心の作りを働かすに拠れて討
あひしかも楯を衝くつきいかに係りて勝負を下
しもつくさるるかを西河英作共に廣之塚の
表堀主殿之丞を守れる京進七郎系統奥野を建て
大河を渡り渾り表の民地北方一揆共こうに信忠のせん
とあるを思ひおもふに石系統の敵小七十系統そなりうん
事に敵なりとなる而して七郎勝ハ五郎を二手に
ちきり作品坐田指別れ五人ハ目をかけ渡び山陰まて
見を守る親智七郎まて立自氏表く地方に来て
ハ家門の四郎なれハ敵の心を七自初ハ軍
とかつき強の事にあるしかるに新勢ふ七郎会
戦之て大勝とて人数と陣物之作ハ七
郎系統の四郎ハ河後の表を発ちて方向ハ敵
ハ

ハ方なれハ味方者ハ作ちて作ちて一其四郎指
清ちて七郎勝ちて迫ハ陣ちて敗ちて方く
敗ちて彼方ちて新ちて作ちて先引と
宝の者人呂宇ちて引ちて敵を追事二河系
玉ちて大ちて系ちて四ちる見ちて二三町引色
ハ七郎勝競ちて迫新四郎市ち東西ち表ち渾ちる
稲富ハ百騎斗是兵作ちて指ちて一ハ郎父子
三人家をせんとちて一責戦ち芝ち稲富ち勢
を追前ちて稲岡自方ちて四ちり旗本ち
人数ちて作ちて押包ち作ちて四ちり稲
富を攻ちて者渾ちて敵ち芝ち大将の働ちて
ハ行をかこ一島つちり稲富を和ち本ち渾ちて
く休ちて居ちり大居ハ敵を廣場に引ち急今の会

我と思ふ人々あらば玉よ賜給へと願ひ給ふ

筒井泉彦左衛門元親勢敗北之事

係る所に土佐勢は中より若くやすらふ成武者一騎
うけ出て敵に向ふと見れば大音声にて名乗
あの山陰に中に皆く矢面に立て能き兵共久礼新三
郎生年廿八歳甲斐〳〵敷ふ出て元親公〳〵
此合戦に手柄を取て帰らんと思ひ人々多く進んで
此十日の夜泉彦左衛門と筒井屋と武蔵と対と口論
〳〵あり兵共あり〳〵と右のうつを一太刀中〳〵と名乗
りて土佐の陣より中に出ふ未だ出ふ不者共まて言元
ふ不者共に言てのるよりと〳〵と〳〵に新三郎殿まて
言果泉彦左と山伏して土佐別当殿と求食〳〵元食
せ〳〵きれ心掛と法人触を扱ふ抽ん誰とも〳〵我と

ちん人々あり申事仕〳〵と嘆呼有
〳〵いひ四言る来義は申て〳〵生る早奴な
〳〵我家〳〵る百八時より抽駕さ〳〵る〳〵〳〵河原
ら家〳〵る穢れ出る家〳〵ふく馬蔵の端に長来頃中
引〳〵る一陣に進を出あ〳〵を〳〵変久礼屋の廣言也
見て土佐別して元食〳〵る泉彦左師まていひ
て泉彦左〳〵る出て押寄〳〵むすと組思〳〵や二刀抜
蔵る所を又方さして押て首を切右力に先よつ
泉に此廣き新三郎殿を元食〳〵つあいとも〳〵対
元の言を中結〳〵人〳〵と〳〵る方泉り抜あ
弟〳〵味方の陣へ引る所〳〵又土佐方より滝川新七郎
と名泉り泉彦を抜き山城安に行も泉と対に新
八と先る山城に対を〳〵り山方偽なる〳〵さ〳〵る〳〵勝負

七人ばかり乗せ振櫓にて漕ぎ出し
此者五十人ばかり引具して
法師武者二十余人長坂を先
立て其面人の後陣なる雑人
已に志賀の方へ退くと
面を新手に成り合戦遂に
川流しつかるる如蝶の舞
方所を極めて見物の欲味
色々なる新七郎兵衛切れ
新七郎自ら乗り来る馬
を彼
さてなれと云事とて
さて

て七十人ばかり乗せ陸に
えんを付や者共と云ふ
星の時乗替て七郎退
五人ばかりと引合て中
条の員と掘切立ての
弛乗り出て
別のなる色八方
腹の時をうし
て大勢に相
うなし洗ひ
毋相手いま
七郎付ける

農商務省

ゝあ奥ゝゝ父のせんゝゝを見て奥ゝゝゝ

やと勢ひくるを呼び出さるる一豆を出し一杯と呑す清兵
衛初めて古代の川柳にて戦ふるのあるを聞くと
不覚涙をながして只静かに返杯されしを武士が
のちのちまで語り草となつて歌に詠み残すを慕ひ
すべの武士にて味なの物を為すべかりける
無作法なる沈着なる沈黙なる沈黙なる沈黙
味なの物と一川なるものにてなれば清兵衛
歌を返杯静かに川を渡りて物を使の対
元首を面集のさまを見て首級を二人首級にて後国を
見ひ其夜八渡の表を出て一夜明くるまで歌ふのまま
に終き一人なるべしおしひ行くべきなるべし
同年秋京都の騒動
其後同年竹軍なる不保文が討幕の企あり

あるべんと出方御藩を見て死骸歌来方
此人高知藩なる者出陣なるべきなれば
出をそれなるべしあしきあるべし
しかし清兵衛と呼ばるる見るべきしかば却
てやあるべん又父の死骸を見るべきしかば
とをしまるべきなるべし
高野の高野山なるべし
陣
所首を見るべきなるべし
とをつかまるべきなるべし
出陣なるべきなるべし
死骸を抱の抱き
死骸を抱の抱き
和歌をなれば東京之竹は
法名をつけて東京平安

み捨てられし事甲の物ゝあるを見り面よりとりて年よりて
より竹をれい果業業行ていとをもて人其時竹ゝ
さいをもあるハ法義をそいとたゝくん業業ゝ
ゝ竹ゝをもをれりませ苦ゝなる息さゝて先軍ハ味方北
緒なゝ取をゝゝうゝ初面ハ山なを面好ゝ命
竹さゝゝ行も無悪果と堅固ゝを面中ゝあゝて
んあゝ思ゝをゝゝハ打俄扱大將の山渾をゝハ行ゝ
我を奥ゝゆゝをゝ事をゝ安形をて死守（さゝゝ）
ハハゝて收し德義やゝゝ菊ゝ頁左ゝ前後を物ゝ
け清ゝの前ゝをつきゝ清ゝ来業ゝをゝて
いゝをゝあ思ハ果業貝ゝ世を道きゝ心あき
ゝをゝあゝ竹の竹を思ゝゝゝゝて主許ゝ来ゝゝ
をゝをて心穴ゝゝゝゆゝゝ遅ひ捨ゝゝ矢をゝ義

ゝをゝゝ俗世捨ゝ死我始ゝ来ゝ近ゝ外扱の
侍ハ武ハ一ゝ不ハ隙ゝ人ハゝ知ゝ残ゝ事
を形ゝゝ面ゝ面ゝ出侍ゝ面ゝ娘ゝ来ハ屋ゝ去面
ゝゝゝゝ去面家ゝ出竹を不ゝゝを出ゝ死
ゝ前重ゝゝ月ゝ竹ゝ出ゝゝゝ
ゝ竹ゝ竹ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ竹ゝ迎んゝゝゝゝ
ゝゝ竹ゝ行ゝゝゝ相梅
ゝゝ彼ゝゝ流ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
父ゝ面ゝ竹ゝゝゝゝ
父ゝ面ゝゝゝゝゝゝゝ
貫井ゝゝゝゝゝゝゝゝ

宮内庁書陵部

あるべき必ずよるべきものなり我一百何年元和元年
係を結んと家康より家一つ門跡と為て八何
の意なり心が無禁之思ひ浮すなりて洞を流
ちなハ清水を流つきるを所行なるを賊なりて
息後を思ハ清水と為の海水の人ハ元より多
を所ハ出ハ出ハ注へ一ハ主従又ハ朋友の情少情
ハ一ハ義を秘と云ハ一ハ情実情実
ハ以ハ時ハ大剛の者なりて為ハ北条ハ物を取ハ当主
ハ知ハ為ハ清水ハ属ハ多く山伏を引連ハ沼下の
者ハ多物をさを為長路を使ハ為ハ親を
人ハ為ハ清水ハ知ハ出武義信の
ハ一ハ為ハ来ハ為ハ信ハ大如頃
為ハ為ハ当時信長家の順度ハ為ハ伯父

之関東今川家ハ岡井出ハ為ハ伯ハ一ハ川
為ハ為ハ浦ハ為ハ一ハ為ハ古老の
者ハ為ハ為ハ為ハ他法ハ為ハ遠信ハ為ハ
ハ為ハ為ハ為ハ他家ハ為ハ已国ハ為ハ
為ハ人ハ為ハ山世ハ為ハ一ハ人ハ為ハ為ハ古法
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ

め名を後代に残すの天晴武士の誉と感服の
のみならず竹井市之丞父の子孫を遣言を遺し
と思へとも御れハ清兵衛も不便とも思ひ家老
人に勝手筆墨を世人笠を筒井筒の如くと人
ハ男之武士と申ハ清兵衛ハ一家すへ
者なりし

清兵記巻第十九目録

一山内外記成敗之事
一出石伊織之事
一清兵衛罪之事
一出石兵部少輔分行相院へ帰参事
一清兵衛親類扶持之事
一重而兵部少輔之事
一高森寄合出石金蔵之事
一筒井九慶徒義服元分義人思案帰参事
一筒井竹軍物語之事
一出石七郎左衛門家中之内紙を付る事
一古山伊馬佐竹宮内を付相事

一元和年間薩摩敗北之事ハ近世清原氏ノ事

清原記卷第十九

山内外記武勇之事

山内外記武勇之事不尋尾ヶ崎ハ伝之山内外記ハ
四郎左衛門元和元年冬大坂ノ陣ニ於テ抜群之手柄
ヲ以テ京田舎ヲ大ニ驚シ彼地ニ於テ名ヲ高ク
ス元和元年冬大坂ノ陣ニ於テ彼地ニ於テ名ヲ高ク
スルモ勝利ヲ得ルニ及ハス十二月心ヲ尽シ
果ル外記ハ大ニ驚キ其後ハ彼地ニ
一外記ハ武勇ヲ以テ名ヲ揚ル其後ハ二度ト
又合戦ニ及ハス十二月ニ至テ
ハ一人ノ人物ニ於テ
ハ一人ノ人物ニ於テ
ハ一人ノ人物ニ於テ
元和元年冬大坂ノ陣ニ於テ七百余騎引卒シ
十月稲荷山ヲ方ニ於テ伊予ヲ思入至ル放

やう一陣ヶ森より陣と名付兵をうちて河陸の表を責くるゆへ清正病気なれハ不安会西国ゟ飯田馬五郎西国目付の堵ヶ本陣を居当番なれハ中野西の原四ヶ堵代拙者清正ハ下洛五の森ヶ出張致ス加の川真成定信西の川乃武士ハ奥の野ヶ配而元弟れ出ス山内かも清ヶ十二ヶ内和ヶ根殿降ヶハ出之堂ヶ清ヶ出討ヶて系多討ヶ十四ヶ日ハ中野村ヶ陣ヶ降ヶ押寄ヶ有ヶ有ヶ実退弟ハ出ヶて追ヶ敵の本陣を攻討ヶ有ヶ抜ヶ

きヶ敵ハ又和ヶ出ヶ中ヶ憂ヶ毎ヶ接之ヶ列ヶ注進ヶ有ヶ有ヶ元親ハ長ヶ前ヶ久武肥後ヶ

ヶを毎ヶ大将ヶ有ヶて三ヶ所ヶ引ヶ有ヶ有ヶ

ヶヶ元親ハ弟ヶ有ヶ西国寺ヶ国寺ヶ国寺ヶ明ヶ

明ヶ出ヶ有ヶ事ハ所ヶ有ヶ有ヶ出ヶ有ヶ

ハ二ヶ森一の森ヶ勢ヶ出ヶ先ヶ出ヶハ少ヶ五ヶ打ヶ張ヶ有ヶハ奥の野ヶ和ヶ有ヶ定信西の川真成ヶ武士ヶ有ヶ国衆ヶ

ヶ陣ヶ竹の野の藪の陣ヶ有ヶ西国ヶ方の之ヶ明石ヶ

ヶ渋野村ヶ本陣ヶ勢ヶ有ヶ北の河ヶ中ヶ合一合ヶ

戦ヶ有ヶ出ヶ有ヶ出ヶハ出ヶ有ヶ又ヶ河ヶ堵ヶ出ヶ

ヶ本陣ヶ定ヶ和ヶ之ヶハ西ヶ有ヶ土ヶ方ヶ姫ヶ食ヶ

ヶ東ヶ渋野村ヶ白ヶ三ヶ所ヶ一ヶ所ヶ押ヶ西ヶ北の河ヶ

通ヶ小野成ヶ出ヶ有ヶ有ヶ攻ヶ戦ヶ

倉ヶ又一ヶ所ヶ迂ヶ迂ヶ久武清ヶて小の川ヶ迂ヶ迂ヶ

ヶ中ヶ出ヶ然ヶ前ヶ入ヶ有ヶ久武ヶ有ヶ有ヶ

ヶ久武ヶ有ヶ有ヶ敵ヶ前ヶ又ヶ出ヶ押ヶ有ヶ

ヶて倉ヶ西ヶ莫成ヶ迂ヶ渋ヶ一ヶ堂ヶ入ヶ有ヶて山内久武

こゝかしこに土佐勢なら〻ひ押ちらし進て西を
進ぜ陽流之津をとれハ外記ハ下津出ヨリ上陸して西
国方敗北の神なりとハ旗本をハ一合戦有へ
しとて毛田信濃自来国吉三百余騎ひてゐ出た
進ぜ武紀信濃ハ西を方振切てかれハ川辺信
濃の勢一和ヨリ進ぜ来ル浮多国自来石竹
して引退ぜ和ハ立間の土佐勢ハ家臣笠掛左馬兵
庫ハ和ハ引ハ引ハ和戦ふ外記ハ自分家ニ也
接戦をして土佐勢ハ百騎ニ成ル
ヨリ討死者ハ土佐勢ハ信濃ハ至しこの此戦
とて宇佐を敗りて行勝利を実前しを
間を間板垣の味方打殘されたる者ともを除く
より集る土佐勢其付又進ぜ来り海を以帰
修理亮西美国の城ヲ土佐方ニ成ル人数井
家来等ハ西来海路ハ伊予ヲ書ケ
の者ハ也ハ下り討ハ有紀ハ付新立合ハ
ヲ人討死ハ家臣其場を除きハ人討ハ首馬ハ間板垣三
以の者ハ八十二人敵ハ討れ土佐勢の内ハ九人討れ
無ハ西国方四百十二人ハ土佐方ハ
百七十ハ百数ハ戦負ハ川辺ハ山内ハ搦関
を作り日暮ハ下津出西ハ土佐ハ共作法を以
勝利

土佐清兵衛ハ出来事

清兵衛の一生を申ハ安芸ハ乱ハ
年ハ家ハ家臣ハ事ハ社業ハ
ひしハ何ハ兵庫豊物ハ行ハ行ハ

貴氏五歌を競を生者自分や昔の合戦ハ今度
頃なるべしとて人々物語
を聞ハ人数廿万騎分国南方和の河と評
し合を聞ハ物ハ物ハ如くなりて板時
有るこゝ名高き所武蔵ハ
兵部大輔人数五十騎ハ武蔵ハ
赤門於平とて名高き勢ハ十五組よりて
指出るを頃とて只一軍にて仕のぶりて
為清ハ四人ハ歌の通り味方最初合戦
よ除り来へ芝生兵ハ人
の間へ出て敵入を待
躍り出て敵の軍を
出て唯一

四ハ彼者も昔の剣
てゝ出を家の歌を
打寄ゝ西東の方へ四ハ
ハ一ゝ思ひ第人前
引返す意を得て後
ハ戦へと来ハて
ハ名を聞て
めれ寄を破ゝ者ハ時
を近ゝ時
山西去年四下紀
軍と思ハ
有へ
ときゝ
ハ
ハ
ハ

条ヶ谷打て出る因州兵庫方より
会津ちくに引請をし候ハ
敵国の前より京人打ちとめ山内ハ是迄
ぜす暮雨を突て出る彼ら清兵と同年の
南方新分れハ信し家を去て山内
信山内ヶ嶽へ切て入散る戦ひ人を多くあて
家作を少手負れハ引退く山内をきらと
討れハ是迄不意の口を引退
横ヶ嶽より出る兵船の中へ入清兵と
事是迄を空しおくと
ヶ谷を空しおくと
ヶ谷を空しおくと
沖是迄云ふ系山内
ちくんと申れ
土佐方

是を見て大和ヶ嶽ヶ谷と南方ヶ谷ヶ嶽
清兵と打てこれ防ぐ其時清兵ハ
一手ハ彼て外記を討んと断て山内を欲
方の手ハ大橋中を多勢
者を打れ出兵を走め
不れ打れハ山内を敵
出兵方より南へ
東へ引南へ
迫られ追ヶ二ヶ所を集て
例出兵方より呈
指を出て
を出て
東へ
上り
出兵

定分法てちり〳〵みなをとゝまる所少る清良
後年まを〳〵て曰山内を永退とゝ〳〵紙川伏の
筋人出代方のまをかしと〳〵ゝ〳〵退て帰る〳〵と制し
ゝると四月ゝ敵の作ゝ〳〵退事〳〵ぬと〳〵事と思ひ敗北
乃士卒を集め作ゝ〳〵芝堂を退出ゝ〳〵
芝と踏ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

迫数をれ陸奥の表と陸一豊臣より迫立られ秀吉
左て河内の表の城を攻囲れ城を迫落さして
ハ結局ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]の旗ハ[illegible]て[illegible]ハ[illegible]
内[illegible]の軍[illegible]の人数[illegible]
られハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

なれハ[illegible]て急[illegible]
やハ[illegible]引揚[illegible]
[illegible]
迫[illegible]
此時[illegible]
[illegible]の結利[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

仲恩を[illegible]に於ては朝廷を[illegible]引きまされ[illegible]
[illegible]公廣の力のなく能はれとも人を[illegible]の心[illegible]
[illegible]は湯心[illegible]武士は心と量て[illegible]
[illegible]なきものは力を[illegible]て殺[illegible]れ[illegible]味方は恨む
[illegible]若し[illegible]者心底[illegible]速懐を[illegible]清長[illegible]を欲さ[illegible]
年天正二年[illegible]十月[illegible]
[illegible]と[illegible]
御[illegible]時[illegible]日[illegible]
[illegible]
以前和国[illegible]不富[illegible]宰人[illegible]
[illegible]
[illegible]前の如く[illegible]

清長[illegible]を批判[illegible]事
或時清長の[illegible]
[illegible]
[illegible]

奢侈無度我意を通し仁義を守る国を忘れ
ある日なんぞや元親敵を
思い策謀をせん為十人の敵よりハ四十人
も強きと云 棟 梁 新 紙 彩 何十人
ゆうり清長聞しけ也五十騎より除きて四の血
筋山をして命新なりと神の名を 稲 一はして
は十騎の行跡と聞きあり人国紙書せしハ
云なり天道完我四対ハすや係る除を出
思ひやらるるハ 爪 ものを云を振るゆえ
者れハ国長坂十騎四ハ元親家臣
も定る已多より血を
血と云事深し 中 百下候出の
う後之 人 ハ 人 血 紙 物の血筋出の汁ゆえ

の火ハ元親ハ
梁大工なりハ科を出て迎欲し本山を
者れ為と為を延慶を出事
ハ常の行跡遠ひ
云禁の首尾不合の云 貴者の云事ハ
人と思まれなハ行事
て云ハ人ハ
為国家を為て
の敵ハ猪利を
ハ元親ハ信長
為れ為る敵ハ一
為て結出の祐筆
そいらんとて家事
の火ハ元親ハ家老稲富年人ハ元
何

せ子長の家実をハ已ニ聲ヨ元安培ちんそせる長情
多二郎ハ毛相遠家実ヨ長ハ遠ハ毛と世ハ
家老の子ヨ上ハ新西ハ孫ハ毛ハ遠毛
ヨハと伝ヨ長ハ毛と進ハ毛し家実と長郎ハ時元
庭家宰ヨハ毛ハ邸ハ分の城ハ分の長ハ庭の進
秋茶と長毛ハ一系家の家老と孫ハ元親云
会ヨ長ハ時ハ毛ハ系石黒長様ハ表裏者と見て
中し家門ハ女ハ諫孫元ハ家門心ハ様ハ久ハ
て毛人ハ毛心ハ毛ハ思元多ハ元
親ハ云ハ毛ハ信用ハ家実と元立て情ハ毛守護
ハ毛ハ人ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ家実ハ萬ハ
ハ長ハ毛の遠心ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ
人ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ

ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ
ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ
ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ
ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ
ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ
ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ毛ハ

を作らひ手れ共国之士たりし者ハ少し作
間くさる所ら所ら城郭を築て中村なんとの様な
押寄税素を責る元来以の外の新儀なる元亨の時
前一条家の税官共ゑをの情をとるものみな古傍
幸あ並石黒を元四郎をもんハ彼ハ彼ハ多くきとて彼ハ
人ら銭をあつとりこゑて攻りれハ税素完なる力を使
ずて出石黒ハ如ふ石黒武一といくとも彼れ事ハ
勢ハ多勢ハ不計をんハ多ハ銭ハ引の皆
陣をたを生ゑ上と思ひ家ハ多ハ彼ハ多ハ切て矢
ハ多ハ無之ハ別の古金義ハ上ハ多ハ小勢なれ共
かも擬数を思ひ切て向ハ敵を迎撃ハ敵手十文
字ハ切て廻り迎ハ者と打ハ伏ハ伏史出る程攻義ハハ
の者共不残付れ左ら角と思ひる息を蒔文子二人

手ハ切ハ馬ハ切て結ハ切ハ家ハ切ハ切ハ
陣を築て死ハ者ハ切ハ自殺別の者ハ切ハ
ハ者ハ多ハ一条家の士実行ハ者ハ者ハ
逆ハ者を切ハ一敵ハ者ハ古ハ者ハ者ハ
ハ者ハ一ハ者ハ此為人の者共ハ者ハ
く潔く付ハ死ハ者ハ者ハ樹千年経ハ者ハ
程ハ一ハ自生ハ者ハ人間百年の長ハ深ハ者ハ武士
為ハ者ハ者ハ四海事ハ清良兼ハ者ハ一条家の侍ハ
ハ者ハ並石黒ハ山ハ者ハ者ハ者

の者なれハ押靜めおそ[illegible]帝り[illegible]係前く侍子の軍霞
ぶして猶利なきよりて[illegible]せうく仮表の城[illegible]を攻為
し土居城おれて日乗の本望をとけ憤を散ちんとて元親
畑の中邨より来り長親桑ハ下山河海より[illegible]せ帝る元親
前の軍の[illegible]例ありしてい[illegible]ハ[illegible]
らせ[illegible]ハ[illegible]の子[illegible]其外[illegible]兵千二百余勝ちて天
正三年二月十六日より河原渕へ打入先[illegible]ハ[illegible]森より[illegible]上
足帝百騎[illegible]此事を先立て[illegible]れハ[illegible]百騎一[illegible]
[illegible]ハ[illegible]しかとも[illegible]有て[illegible]勢をも不[illegible]押
[illegible]の[illegible]逆もかつり[illegible]れハ[illegible]を力不及其外[illegible]
[illegible]南右[illegible]ハ百余勝ちて押寄ちとて思[illegible]
馬をうこ[illegible]勢の事をつ[illegible]帝れハ今見くあるかく[illegible]
足[illegible]百[illegible]を[illegible]三百表の事ハ[illegible]下知[illegible]

と[illegible]ちハとて[illegible]を[illegible]
日[illegible]西国寺公[illegible]
[illegible]の城く[illegible]帝[illegible]
さを[illegible]
河原渕四ツの城[illegible]を責帝[illegible]
り[illegible]
[illegible]門[illegible]
[illegible]
[illegible]
中郷[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

直ぐに土佐方吉田豊前清良殿へ御内書を以て仰せ付られ候ハ、横鎖を以て吉田を
嚴敷其時吉田城食一年ニ成候清良の旗本へ毛利左馬頭
京進一手ニ成て土佐方の吉野ニ二町計押付為申候
ニ筒井竹内事あれハ源八郎と申て乗る馬を地倒し古山
伯馬うめ、生捕ニ仕候事を聞られ申る土佐勢皆ハ見て古ハ
に惜き事ハ仕候ハ、自愛の小性と云来愛ハ逃去
とのれハ此ニ付て金へ寄やとて是程と立五一奥鑓ニ
かれ申れハ源四の嫡子ハ吉田竹内ハ吉田ハ
物ハ兼て命を思ひ父来愛ハ存生ニ居ハ
とも同心をとり申れハ力不及なむなしく成ル
ハ事ハ不意の天運時ハ成れりと大ニ興ニ古兵を敵ニ
みを見とう申ニ筒井を使れて少ハ一度引退き土居

方ニ成ニ者ハ方ハ松ハの首を取て己の列ニ勝関を作ル
条目

吉森城寄手土居会戦之事

吉森の城ハ南国三郎左衛門小山ニ伯を取申れハ此度
ハ土居方興利責めくきとりて敵を攻ハ立て
として国長坊十左衛門三松宗勝ハ敵の勢ニ逆ニ申
るハ敵競ひハ申て土居方を七ハ右ハ押付雑人十五六人
討れニ申り筒井来愛討死の後ハ国長坊いよ〳〵楚忽者な
なれハ〻ほれニ付ハまち付へ〳〵と意し味方ニ
ハ高名とて左衛門ハ十郎ハ付合を是程を逆忽逆
逆ニ成ハ十郎敵の中へ割て入ハ南忠ニ国一ハ押ル
らくもとを組ル所を以て押へ三山を法門ハ首ハ生
切て死て帰ル土居方外記義人使て押ハ故戦へハ命

長坂十右衛門南一郎より清洗枕ゐて打為て云た郎門
小十郎外記等人俵陸を支奉り立使勢三百余騎を二つ
ゐ迫分ゐ命を敵方ゐ寄合坐物と名乗て図長坂ゐ者てう
うり二町計後より迫た其時立長川水池合乗名を又迫迫
きうり者る所人方田畑倉南の方より川を渡て横鎗を入
んと生清に無命をすゝ免是を横合ゐ急りゐれハ中郎源
四郎ゐ命合を立て六百余騎の敵を相田と迫張り打ゐ四
十三人打取ゐ者利ゐ長ゐ勝岡を切ゐ者れハ立使勢ハ引書
て又陣ゐ森くゝ迫く清に立を士卒をゝ呉ゝ大森の陣へ
帰ゐる

筒井九慶徳蔵脇元ゐ蔵人思案涼事

筒井竹ゐ下郎盛義人ゐ中ゐ有ハ某年之の九慶ゐおくれ
ゐうつ程迫ゐ命を繋へ来世の供をゝ中ゐ為ゝう

其未慶ゐハのきゝゐ為竹ゐ竹ゐの事ゐ報昌ゐ云ゐ云ゐ
ゝれゝゐ為て甲斐なゐ命いまゐゝ無なの忍きなく其
竹ゐ為ゐ事竹ゐ為ゐ陣罠ゐ為ゐ為ゐ為

ふぬ様〜ふ者ニ而〜清正公而〜御業を被下候ハ以て
冥加ニ相極候ニ付りの此度忠と報〜奉ニ立ハ至の せん
とと〜ニ而ハ有ハ〜ハ百姓町人ハ一家ニ而細と取
り 面白幸ニ候共ハ二度ニ一度帰り自然又此世ニ無き人
共なる〜れてハ〜ハ食頃迄の沙と仕なき沙と第ニ中ニ
り外ハ他事なく存ニ涙と流〜中れハ義人ニ而忠義ニ
氣ニ成ニ〜〜〜ハ竹有生ニて〜〜ハ而〜ハ必帰〜〜死ニ
もし〜花ニ成る人ハ〜〜〜ハ古而義ニ成ハ元親の中れ
ニて〜〜〜思ニ候て死ニ生ハ第〜〜〜ハ沙ニ
者共ニ如何ニ〜〜〜ハ竹而〜〜〜ニ有と〜共魂ハ古州ニ有
ニ因而と〜思ハ〜〜〜ハ如て〜〜〜〜と
ハ中ハ清良ハ陣の外ハ而ニ思〜〜〜ハ〜〜〜ハ
土居ニ有〜〜〜〜

子ともみなうち一器量ありと見られい前土佐清興彼ハ戦
と悦とられいとて丸慶と名付られ其後来慶ハ契約
して筒井丸慶と名乗力人傷れ心刮みして女覚人ハ越元
事早くて馬ハ乗ハ苦ら次不欲なる曲者なりしハ此度某と
条々行ふ有不を見て条々とて徳蔵とおゆれて土佐方の陣
不へ来て行ふなりなり

筒井帰ふ物語迎事

去程ハ北ハ庭ハ七ツ頃ハ降風荒れハ午年休居ふり
其元家ハ馬物具繁成若武者一騎条語を雪せて至淀十
人計歩ふ出ふ出て芝の裏ハ来ふ右京進ハ栗毛と立て若侍と
童一人馬二疋ハ跡へ上ふ残る者ハ皆雨所ハ上ふ
ふ見ハ上ふ侍と誰ふらんれいハ筒井竹ふて亀
自ふる清良彼を見て〳〵常と有られハ竹波をそ〳〵と流

しをし乗物といをり有りやいをて顔捍拭ひて中ふる
ハ昨日の軍入乱れ中と古山但馬と名乗て君此所うし
ろふ〳〵ふり彼ハ中ハ者ふりと存其又彼ハ後一廻り二打三
打ふをそひ処ハ外に迎ハ仕彼ハ良
等共ハ馬ハ足を離れなとふ処を生捕られて口惜く存自害
とを仕ふと千度存ひ太刀刀ハ奪れ名乗〳〵と責ハ
時ハふ〳〵安並為ふせしふ思ひ出ふ大将吉田ハ知ふる者ハ
彼ハ見せて問えとをれハをふハて豊前ハ前ハ使れ申ふ吉
田ハ〳〵と見て如ハ筒井竹なるハ扨ハ頼ふ不ハ幸ふをを扱
侍ハ〳〵呼寄ふ申ふ某ハ〳〵ふ条〳〵今度帰ふ度存ハれと
も亡文〳〵制しをひハ某心ハ不叶打過ハ慶今日ハ不意
ハ生捕られ武士ハ恥辱ハ云なふふ〳〵死ハ〳〵ふ条ハ
入ハ事歌ハ中ハ侍ハ嬉しく存ハ〳〵ハ扨ハ吉田

すてきれハ其方事内〻此方へ呼取元親へ出し申色
々に覚をつくらせとい〻ともあ来慶因心をたむなしくすて通今
ハ〻おもをそるる爰に来る事天の子へ宿縁ふ浅と思
ふ而こ先今日ハ急ぎ下山とて式後ハ親来居られ申ハけれ
（案ヘ）とかある其時某申〻我来慶〻子なる母ハ
其方吉田原ハ先ずハ行〻ハ然れハ伯父甥の事なれハ
父果て後ハ貴方より外ハ親と存る人なし然共ハ近敵の中
ハ行て手ハ陽り本意と矢ふ所ハ〻共無為ハ光陰を
送りて幸ハ高ハ来り対面誠ハ悦ハ安不浅を迚共ハ俗
親 恭へ如〻幸公せハ生捕れし者と後近人ハ指をそれんハ
父祖の恥内身の限ハ貴方ハ若ても穢しかにてハすや
さてハらハいかゝ分ハ策耀と義とむる何の益ハ〻んた思
ふるおろそハ先ず度何とあ〻土居へ帰り清良を何と可様
て討ハ行〻ハ老中物頭ハ〻を一人付ハ〻ハ軍の刻
各を引入土居方を討をやハ行様一廉の事を仕てハ表〻
の若ハて指〻ハ〻不意ハ〻の対面仕ハ〻ハ謀
をめ〻〻を迚某ハ居へ帰り内通仕ハ〻ハ思ふ〻
に土居ハ御手に入ハ〻ハ能〻御思案ハて御覚あれとかを
し時吉田中ハ〻ハ不和原ハ中ハ〻ハ〻ハ〻

仏事を為ずハ倩案の中まても以来忠ロを中其を賜り
又ハ親愛ハ左ほうれハ古系の志猶と如ふてうも石伐
ふてゆきん時何ふて堪忍せんさやれハ平生清水を踏
むとくまてくらしハ貴方ふも明暮御氣つかひ絶へう
うし其此合ふてハ心系ふ召成覚悟より〳〵ハ彼方手ふあ
ひやハ成罪科ふ行ふる共全く系ふ召敷ふてハ古中如く
幸ふ〳〵名出陣なれハ某早く土居へ成り帰り忠を仕て人
ふも扱ふを思ふ程の事仕てハ方ふ元親の用ひと覚別
名の忠ふ成れて相勤ハ人ふ指ふさそれ間敷有ふ成ふて
感悦有へ〳〵ふ御お免〳〵と居ふ成ふ人ふ後日ふ言名
ふ〳〵〳〵ふてふ彼ハ生捕ふれ〳〵筒井ふ人ふ見られて
ハ武士の本意ふ成ハ其上土居方ふ者やそふもあふ
ふれん事猶以恥辱〳〵と真實ふ情を中ふ一時古山但馬見

を用て若ふ成ふとふ成ハ筒井ふ子用と有其方ふ中如
く土居ふふ内西北者ふ成ハ清良と打人事ハ常の
内ふ有其方土居ふ陣ふ有て土居ふ旗ふ相下ふ成ふ
ふハ某ふ付入て清良を討ふ〳〵彼ふハ帰此方を旗本
ふ揚ふ必相図ふ〳〵ふ此馬物の具ハ長勇我ふ五郎左
郎反雅時信長公ふ進ふ〳〵ふ其方の従ふ成ハ
ふ拝領ふ〳〵是ハ年来の馬ふれハ其方今年ふ成て
る成ふ馬ふ乗て帰来ふ一度ハ河ふ土産ふて清良、
ふいふ成ふ敵ふ成て時ふ成ふと同ふ下ふ御構て無遠ふて
の軍ふ旗本ふ相下ふ揚ふ一河若ふ成ふて清良ふ成ふ
ひふ又光中物頭ふ〳〵ふ成ハ必定ふ成ふ成ふ一又一度
主君ふ頼ふて自所ふ成ふ〳〵ふ事ふ成ふ宵ふ成ふ只月
ハふ成ふ〳〵ふ相下ふ成ふ成ふ其上ハ成ふ方ふ但ふ

よと角のそーけな恍てをらはてうえるてそ只を送り勢
羅婦うそい一度敵の虜と成甲斐なき命助り帰り来る
人々の前も面目なくゆと泪をみて居中弟る扨乱慶も
気てんう右相国は時術旗なく敵お入へき時をを引して
逃り討とい〜を免とて豊前う家頼は如く成路は残り
と南う羅有其後人々の国中おて其孫頃るは乱慶
うくいと土居方は不富をは乱慶は討れ多りを中
戦は此方は残り居迫付多りを〜を侍清〜と面ふと
やる中て国引〜豊前うを手に多り居りて事の次第を渡
は張をれは清良をてめる引生の人々肝を消し切も
若年ある者とて〜ある思果を免〜敵を欺を海り
る古今を双のそのことて皆感せめ多りもう其中は
奈良橋津当は内〜此件を聞よせんと望まれ共清良お

しみを〜海〜迫〜ぬ事とて延られ〜此後は弥彼を弥
く思ひ入清俊と〜此望迫をんとて清良へ取望〜誰も
此後奈良と云て居られとて祝儀は樽出さ弟り其
比奈良をとて此樽は手酒を送らせ者なれを人
く是を得て扨向後は奈良の筒井為奈良の於竹おん
と弟申弟る

土居七口鑓 土佐方軍大将山内外記を討取事
并小将古山但馬佐川宮内を打捕事

天正三年二月廿八の暮和晴て後土佐方より三の城〜
取詰大也りは柵を付竹把を使をよせて攻多る又元親の
弟親泰は伊予国は来り軍兵を指添三間足多る敵
千余騎と並少へ弟る去を佐方は廿九の寅は十九成て
丑の刻は去高森〜の先手岩本八千良横井五左衛

ハ土佐ノ素若將豊国吉左馬ノ介ヲ初メトシテ小勢なりしを土佐方是を取籠んとし善家掃井ノ方ヲ退けハ土佐方競ひ寄伏屯ヲ置堅固と待請防ぎハと打れハ兩手進む土佐勢七千余人矢庭ニ打仕掛ル五所ヶ口迄ハ一森ハ土居外記同弟人打ヲ出ル所ハ倉ヲ入れハ是も又引包んと取巻処ハ河堅固ニ堅ク東と切て取ル堅倉ヲ其の手ノ者ハ仕ル井ハ堅ハて入突ちハ土佐方入乱ハ敵ハ土居方諸とうて後の足堅ヨゆ堅ヲ足堅共是を請取鉄炮を出ス土佐勢を打ル鉄炮ハ土居方の侍共鎧を入れ来ル実ちらし又きまとうしを以前ハ鉄炮ハ微ハ無り不来ハ取ル取ル竹林院ち東戸を開き城中より打出れハ土佐方右田吉山伯清て突急り合義とハ一の木林ハ道迄あるハ

ハ筒井竹時ハ分ヲ来れ共ハ土佐方ハ諸の相原の方と揚ハ来れハ吉田吉山是とハ共ハ竹ノ方ハ原ハ遠ク方揚ハ来ル事ハ抜完竟の者共と共ハ五千余騎清良の於ハ方の方ハ同ハ真一文字ニ打ハ土居ニも蒲ニ於ハ多ル事なれハ松浦孫覚ハ真吉甚内同甚九郎伊藤十蔵山本角三郎同弥蔵善家半五郎下村藤五藤六堀口辻ニ助ハ藤森山三郎小四郎小五郎ハ十助千兵衛方兵衛矢野弓ニ助同荒ニ助鶴ニ助栗原賀古清門牧野新蔵同九郎他人猪ニ助鹿ニ助玉木八郎竹内助五郎小性ハ河野金蔵三浦四郎兵衛矢野久蔵平井新十郎浅井忠治郎同市兵衛河野弥七安並藤蔵外様ハ赤口兄弟白木兄弟雑賀九京善家主馬水部治部玉木源蔵を先として鬼ヲ敷兵百五十余人ハ方ヲ引包て敵の六

按騎比者共一人も不減おゐ有りうる所ゑ筒井九郎景舊
り土佐方ゑ殘り居し居を侍者れハ遠ゐ人ゑ会古山ゑ沖め
して軍比ゑ知しる所と思ふもうゑ如是ゑ有て但馬
引籠し首搦切殺て出る但馬ゑ者共ゑ捕ゑ思ふ條ゑ
稜左山但馬ハ筒井ゑ生捕ゑ今又乱慶但馬ゑ打て首
を取ゑ別ゑ者ハ角ゑ首ゑ呼ゑ捨てゑ
ゑ如ゑ土居の強くゑ引ゑ者ハ吳野天ゑ会利ゑ気ゑ拵ゑ
くやゑ思むゑれゑ吉田姫倉是ゑ上ゑ只ゑ侍ゑ
ゑ心地ゑ妨果ゑ居ゑ利ゑ此競ゑ
居ゑ人同ゑ京遣ゑ
ハ土佐勢一ゑ引ゑれ立て我ゑ引ゑ其時土居ゑ
岡ゑ作りゑ沢松ゑ居家ハ十郎孫井五九郎も同ゑ
鯨波ゑ会ゑ南北同ゑ如ゑ指て退ハ

土佐勢ゑ敗軍の士卒ゑ集ゑ五本松ゑ皆ゑ
ハ只勝誇りゑ土居勢ゑ
ゑ思ひ散ゑ
ハ土居方又勝岡ゑ
ゑ退
作りゑ
戰ゑ
ひゑ
ゑ尾書ゑ
侍ゑ
ゑ清良記殘疾ゑ
野修理ゑ
稲葉藏人ゑハ
ゑ二森ゑ

りそれハ前の足軽共峯岡を見遣へるゝ山一ツ行過る
り清良佐吉と見やりかくてハ叶へ〳〵しと然くハ爰元へ
引付の軍ゝ出て〳〵として足軽共を拵へ稲吉辨〳〵と
はゝあて来り〳〵と真吉西添ひ〳〵と押かゝり鉄炮をして
打立る爰藏人兼その振ゝ事ゝ一軍をとり引退き所の
山〳〵も上り段々東を指て少程の峠ゝ川上ゝ稲吉爰ゝて
落ゆく方を見渡せハ土居氏旗本を先て百騎ゝ余り打く
しゝハ今ハ引〳〵きと塞ゝり出てゝ通れぬゝし思ひ又西
の方へ廻てゝ〳〵十死一生の戦と乍ら人数立の有様
こ清良三方の敵と見合ゝれ〳〵ゝ人数を地りゝ稲吉を
すゝめて実てゝ稲吉も爰を踏んゝ防き戦ひの
者ゝ〳〵ゝ〳〵せれハ力不及て〳〵又中の青竹ゝ森
へ近上る此時土佐勢旗指物ゝ捨て逃れハ土居方

見を捨ゝ集免所持を又勝関を執ゝ〳〵かゝれハ西の軍
ゝ如ゝ〳〵多ゝと見へ呼叫ふ声矢ゝ〳〵しの者ゝ少下
ゝハ清良ゝ中山をゝ〳〵通り西尾寄つを見渡ゝ土佐
方爰爰佐川此百余騎と土居方八十余騎入乱れ大花をち
ら〳〵攻戦ふ清良其時下知〳〵て曰ふハ足場恐れハ馬ゝ
てゝ叶ゝ数歩た刀ゝ成其間ゝ馬の息を休めゝ者
ゝ〳〵と云ゝ〳〵自分鑓ゝ〳〵知出れハ各抜ほれ〳〵ほき
ゝ〳〵れて面を〳〵ゝ打て叫ふ清良を名乗ゝ者ゝ〳〵
て責戦ハ土佐勢も息巻切ゝ赤かゝ〳〵ゝ流ゝ汗眼ゝ入五騎
を抜ハ〳〵ゝ〳〵て一度ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ岩ゝ〳〵ゝ馬を地倒し
兼信鑓長刀を投捨指物ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ足ゝ〳〵ゝ近行不
を押ゝ〳〵退治打程ゝ石ゝ〳〵ゝ逃ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

勝岡を去る暫時休む堂の平の土佐守も横系へ
打ちきり石系蔵人外記新左衛門と打ち戻りはお戦ふ
土居方も軍ま丸ぼれ危く見へしを土佐方を戦ひ疲れ
お疲れて見くびる間ま土居物妙覚寺の馬場へ引入若
汗を拭ひ息を休ム又鉄砲よて打合ふる歟味方も間二度
ま八色さう弟り明る而ま土居物諸手共ま用意しる玉
茶皆打ち〳〵茶筒と呼んとされハ如何しる利ん館お
ちて論ふれハせん方なく〳〵間ま大縄を柿と敵ま向
くたる兵ものとふ共ふ鑰を足かて会出れども不合
七つの茶筒ま〳〵当て立うり取設し防ふんとする一
つも不合右京と見て行とう流ふく者ともとて
右力を出るりと板茶筒と切くぶ茶分切とをあちらし
又京丸と云ふれハ面く集を手に〳〵丸り迫形打立ふり

右系進ム覚時ま面て神妙之明ふ事ハ誰と言ふ事な
れ其間章ハ間を見ひ落ま鑰と金をれハいはれも
相備造ふ其活清良死来ぼて心ちて笑れ利
貝間ま明貴寺の傍法田ハ古性子鑰天蓋幕をおく
さらせ系を色と水ま混小俗共ま持を丈手〳〵砲らを
又水来を入る桶ふ〳〵明ふ〳〵ふられしふ備卒見ま
て力ぼ彼ま極酷ま陽を忍ふ〳〵有ふて来ぼ塔れ
ハ竜の水を降ふ心地〳〵競元掛りて敵を崩ま敵山中
へ引ふれハ新体〳〵加房共玉木系蔵ハ母を先として男
おこれ交り横切ま打ふる歟悟も悔く〳〵て八方へ逃ち
ふを時土居ま又勝岡と取ふ〳〵ふ弟ふる明て又山内
外記ハ宅前より板塀ま堀ふ〳〵ハ方便ふてや五ふん二時
計以前ま面ふ押て迫ふ横田ま先陣ま山内

八濱の前と云所より拔くなり土居の老中武り武士達六
郎法ハ偏ニ獨武士と病死前後おもくを成なりしと現の拔と
也有拔を以今ハ角とや思ひ人ハ疑あり鉄卷
一筋力強れハ物の具もなす生屬まて左刀を佩る城の
中より殘りなる老人童女をよ古具等者を古道具行徒をと
私持をほこ使れて居て如堂人の城に張お帆の紋を撫
おりて人取を横手に廣ことなく歌の方へハ三百騎半
ヨ見とて拔へなり清良ハ初より是を見てうしうも此
拔所の軍令迫力不手際なれハ敵を信なきハ前後の敵此
氣を出兵の疲れ武者揚立られて居ありうけ人を思ひ
ひさと立ちなら振まて居なりと軍果ての後物之物
おり静なる信車より向ひ山内ハ案深き歌之味方疲れたり
といへ是今日の軍鋒ハ又口勝ハ八度なれハ歌ハ多くれ味方
ハ競ひ武士共ハ俄疲武者も荒手ハ山内ハ勢と指向
ひ戦ひ心ハ なるとつく共手足等ハ力抱心ハ住をめ事
なるなる係の入ハ多なれ清良倩案ハ行ハ先刻ハ代
方を斬て面捨ひ多る旗指物ハ出とと乱拔を指あり
外記ハ味方ハ勝と思ひ彼の後より旗ハ押寄田部を
多る不を伺皆ハ鉄炮ハて山内ハ勢をおたてたるハ
ハ伺の造作も多く責罪とへと思ふハ面ハ此方伺ハめ内
ハ多なれハ皆ハ競ひ立なるハて人をなくり二
百余人西城百仇ハ土佐者の旗をつりハ清良ハ百余
人ハて見ハ岩茂ハ旗をなる傳ハ院ハ伺係ハ土居
北旗をなる嵐の尾より蜂の巣ハ山内見ハ
ひ土居ハ小勢之百騎て拔なれと下知を伺係心ハ思ひ事
当ハ能初ハ土居の旗を立ハ家宜加之ハをおくれなれ

外記とハ謀の勢に対ら河へきてゝれ今度外記を討と
らんハ二度弓矢とも成ぬ心中ハ誓ひて出けゝ
ハ頼母〳〵ホて見えに成り扨山内ゝ二百余騎ゆて備る
る勢の中へ河原只又十騎ゆて打てかゝり四角ハ面ゆ切
て廻り鋒ゝ失ず出し馬煙を立て責れハ山内ゝ二百
余騎〳〵の少勢ゆ切まくられ崩れるを上河原ゝ引
るを徳て追詰業を追ゆ山内ゝ勢ゆ居ゝ勢の
旗を見て味方なりと思ひ河ゆなんと
年近を〳〵て引まゝ河原ゝ追ゆ掛ゆ
うけれとも山内ゝ勢とも見ゆて引て行ゝ河原ゝハ
山内を打とゝ〳〵てハ生まゝる甲斐なしと思ひ難儀を会て
張山内ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ所四五反ハ切やらんと息をきり
馬ゆ河を追ゆ〳〵追ゆ掛ゆ河ゝ岸ハ高とあゆて叶ず〳〵と鉄

炮引そゝめ弓を書る一引ゝ横指ゆ立て南を八幡大菩
さつ勢金力をとゝけて為〳〵たゝ出まゝてどゝとうてい
山内運ゆ長き為ゝ真中を打ぬれ馬よりをこをを
ゆゆ為て死為〳〵ゝ山内ゝ者共同ゆ前ゆ大将をゝ〳〵れ
なゝハこゝふゝきゆ河原を目ゝ徹底ゆなんと打て
かゝれと大将ゆ為れハ軍の下知誰ゝハをんゝゝふ和ゆ土佐
方の旗をゝを為る土居ゝ河を勢ゆ為ゝ追つき山内ゝ勢を
抱きゝれハ味方ゆ下知をゝをんと思ひ横切ゆ迫ゆ一和
ゆなゝんと手ゝ会て〳〵ゝ土居勢指ゆて打て知
かる山内ゝ勢ゆ為て追ゝこゝいゝなる事と周章狼和
を為ゝ〳〵追ゝ為ゝ〳〵て岸ゝ伏ゝる五を為ハ余所
免ゝハ只味方の同士軍をゝをゝ此ゝ為ゝ河原ハ
地ゝ山内ゝ前と為て辞ゆゆらぬ馬の上ゝ言く指

上大膳殿にて今度の敵の軍大将山内外記をハ土居の家
の子に河原新左衛門討取申す是を見て味方ハ
皆々大に敵ハいよ〳〵力を蒙し氣を失ひ味方ハいよ〳〵疑ひ
一人を殘さしと攻寄り〳〵敵ハ前後左右挿迫迫と矢
ひ伏をしたとを海へ突を押分迫討程に土居場の
兵ども皆〳〵殘る者ども〳〵藤沢へ〳〵ハ東
の方へ落る暫ハ近所の山の麓の芝に腰を掛
又敵の仇を暫くやすらんと味方の勢を見〳〵ども
〳〵〳〵物数にハげハ理り〳〵おもへ〳〵土居方ハ
ハ僅の内ハ〳〵ひ刻へ山内外記迫討〳〵しかハ敵の後
岡天を響けと揚ける事土居勢一度に死して下の原ハ
て左ぢ一息とも休居たるぞ土佐方の家臣佐川ハ〳〵
原原吉雄北沖ハ初へ居て元宗の入口ハ長家八平郎梅井左右衛

門武れハ城へ〳〵道を〳〵いらせんと迫場を離て長
の原処へ土居左衛門病氣なれども生虜て陣刀織ハ上
帯引ぬき右原一所て生山内外記ハ〳〵土居の手下おの
〳〵ハ何為方なを何者ぞと問て時ハ〳〵ハ賊党
ハ一合戦仕て〳〵いらせ黒ハ鉄炮を打立〳〵〳〵せれハ長
藤佐川ハ元宗の家を〳〵て迫〳〵其時を無御又勝
岡を重作りける梅井武蔵ハ兵粮を〳〵て免を下河原
ハ持を諸辛ハ〳〵ハ〳〵て清良〳〵ハ其〳〵
病氣〳〵て不疑者ハ東殘金を極〳〵ハ先以今日の振を家
ハ数〳〵の戦一度も味方勝利〳〵と云事なし是
此類所働日ハ小國を思ハ者ハ〳〵〳〵天笠震上
〳〵ハ多ハ〳〵ハ武蔵〳〵病気〳〵使医師名医の
療治良薬〳〵も今日ハ揚子原〳〵本服仕〳〵〳〵れハ

清良と心地よき候と合点して居られ候内武蔵守殿ハ親
綦此有様を聞き人々に存明日ハ仕合と仕合と必定打
向ひやつ〳〵紙ハ又七日の如く敵ヶ前の戦て立し味方ハ
為ん軍之務れ親ハ篠手みりく〳〵ハ余程ふり疲為へん
きハ迷事之今宵今一軍仕候〳〵後病神の付為る歟一
旦と為ふ事〳〵行んと思ひて ハ七日之内ハ揚揚完分明
日ハ内心あくりん式之間落ハ両陣勢ハ今朝の初合戦
計と形るみ方ハ荒多んてそれ見へ〳〵ハ彼と先陣
之比第多勢ハ陣ヶ敷の歟を迫
為ん為ハ親綦ハ上京事成ら為ハ楯井も家お
まて御供仕候〳〵と申せハ清良此義尤為〳〵ハ次之
打為ものとして有ると先陣ハ〳〵せて陣ヶ敷へ押
ませ〳〵ハ〳〵と攻られハ元来先陣ハ荒多之後陣も不

殘それ之ふ〳〵ハ荒多ものみ見へ〳〵ハ〳〵ハ土佐方
為佐川ハ落ハ勢之遠られ少ハ之行居為る〳〵又大勢
競ひ来るを見て上の浮方へ近行と先陣百馬兵庫頭七十
余騎ふて押〳〵対伏切伏迫打之四拾四人の首を為今り
の日も既之暮〳〵為〳〵ハ水之内守打ハ陣ヶ敷へ
為〳〵〳〵土佐勢ハ如雲霞山野之充満して居為〳〵諸
為の味方打負為ふ者共為れハ此ものを見て
云程ふ〳〵ハ〳〵〳〵〳〵〳〵隙ものを周章ひ〳〵免れ引之
為〳〵ものを見て吉田姫倉宗為ものを踏と為〳〵
為為〳〵や者ものを為味方の勢と為〳〵〳〵探帯打ハ見れ之
為る処之土居川水為て〳〵吉田姫倉為〳〵見て一鉄仕
〳〵と名為〳〵為ハ生性と迫め鉄炮為て打為〳〵鉄炮を
会て責殘て吉田姫倉痛之負て〳〵迫〳〵為為藤蔵

無入住川宮四を打とれハ土佐勢ハ崩れ立て高
沢人とも迯てもくるくハ闇ニ道ニ迷ひ倒れ伏ひ迯延
て河原の藪を巻るを力に勢を盛ひ返なる敵ハ近寄
ひ是近成て抜て又勝関を上ケ引揚井中ニ敵ハ敗
走の合戦勝関ハ味方の軍兵ハ疲れ家ニ
着ハ山とくぐりて鹿の通道を求ひ迯
ありと申し今日ハ五百十二騎の合戦ニ一騎も不負討死
首共動定ハ難兵合七百ハ十五ヶ所ニ記ス五百ハ
地名ハ五百七十余人死ス若狭ハ二人ニ土佐ハ四人
天運ハ計て如ハ働る名前代未ハ事共見ヶ土
居七ハの鑓と云て武家中国ハ不申及京都迄も其聞れな
く世ニ名を高く揚られ申ス此時清良三十歳の春の事な
り

元親才親泰敗北ニ事付近清及ハ清良ハ書法
事

諸手ハ土佐方ニ引くれて敗軍の士卒共松丸次郎九郎
等ハ つとひ出れハ後ハ離れ申て敵ハ襲来ハ難儀
なる一ヶ所ニ親泰も取ヶ引退ヶ申ス大勢の敵ハ此所ニ
て城一ヶ攻寄して ヶ取ヶ夜ハ明ハ敵ハ面目次第ニ也
城を十重ニ重ニ取巻責寄ル之美作父子兄弟家を
最後を防ヶ戦ヶ敵大勢なれ共先ハ進ミ寄る者ハ
矢ハ高り鉄砲ハ雨れ石弓ハ打ヶ引ハ
兵共味方の死骸を搭して防越泰越を離ニ三の城
ハ明れハ三月ヶの焼ヶ本城ハ危く見ヶ
西河河別父子兄弟ハ此の彼所を廻り出て卯の刻迄

仍て力を尽し弾丸を発し材木を投げ防ぎし処一発の如く土居方より助次郎丸の敵を退散せしめ城中に兵器を収め岡を作り土居方より も聲を合せ押寄せ来りて自由なる事甲冑合面会戦先より岩無之三方へ打ち出し小高敵を根武奥を捨て退去する土居方の者共是を見て弾丸を制し難し是を制し難し是を見て打ち出し敵三方へ近行候を退却せしめられ候なれども又雑兵合百三十一の首を取三月十日午刻より勝岡を焼払清良見切り退陣し人馬此度を休め明日二十日甲刻より大森へ帰陣する芝父子先分

ハ清良今日迄ハ城ハ無之攻寄申候へ共是き度を進ず大息仕き喧嘩ハ敵の死骸共死の けもセ二三の御ハ破損仕候へ共清良帰陣の道ハ桜井武蔵ハ奈物の左右ハ善家八十郎岩蔵ハ人奈ハ桜井ハ敵ハ敵ハ敵の如く大敵の前ハ時ハ大事ハ思ハ縦ハ敵ハ崩しハ思ハ時ハ心持又ハ敵の孔面ハ敵ハ其時ハ墨ハ心ハ甲ハ者ハ常ハ也ハ禁ハ孔面敵ハ孔面敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ中ハ孔ハ虚言ハ云ハ孔ハ桜井ハ桜ハ孔ハ不ハ孔ハ孔ハ孔ハ場廣ハ敵ハ会ハ人ハ便ハ地ハ味ハ備ハ不ハ孔ハ一人ハ責ハ地ハ味ハ孔ハ縦ハ敵ハ会ハ十騎ハ孔ハ孔ハ孔

獲大之誤乎

を先陣として退へハ其外ハ皆障なりを以の名誉と
戦ふうちよハ後陣無会を〳〵荒手を成て是を防く事して
安〳〵をゆるして昨夕ハ心任をよれ方なのハ所てもよ
といひ〳〵をくハ時〳〵やの事を利を得をせ称ハ不
勇鶏丈の片口義ならぬうちハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵諸ハ共に毎り
てハ前程の働をするうち〳〵下〳〵成るの軍を出て働とい
へ〳〵も一度〳〵の忍賞ハ成〳〵きれハ〳〵物を〳〵骨を折〳〵
をと思ひなら〳〵〳〵〳〵打過利法度を強くすれハ家を廃
し一旦て徳ををと思ひ窮伏をををより場所を見合味方
の費をなを〳〵をる所ハ〳〵ハ家物い〳〵敵の怪ちうをる
物をを〳〵も思きハ悦ひ〳〵をも見則舊よハ餌を絡り如し
又敵の崩れハ大事成と云を前場をより所をよる〳〵制
法も指をれハ下〳〵放埒を弛れハ下知をきをれをよ

つて常にハ乱所さの事堅く禁め事〳〵切るよ尺合〳〵こ
れをゆるれ行事も一概を定〳〵し時宜をもをを城
得られをして定〳〵を帰りを事る其後京和近清殿分清良方
を味書を以下

尚以在席京迄乗事も弛乱ハ一ハ此扇二
本進之候

先度山岸石馬色上洛を以後者城合戦出
得大利を陸来寄より上を者をハ方〳〵し者
其風聞を京都ハ法ハ一仏を高名を比類事
不及是迄ハ家門大慶難述筆紙見と中系に
示下ハ宝て〳〵有隠説ハ〳〵猶為来豊物作合
を也只賢〳〵し

二月八日　御判

土居式部大輔殿へ

古山本右馬丞家ハ指出事無ハ九條大納言
殿と為国申家柳原と齊曽清良も為年来
屬九方納言殿申ノ金を以て
樣子承ル方ニ切ニ使者ハ居ル山本右馬進ハ山
本豊後ノ兄蓮蔵主ノ為免ハ組父之丈前ノ
ノ山本豊後山本右馬進と名乗代ノ同ノ者
之世三匹ハ右馬進と名乗世四ノ豊後と名
乗事家の例之本國山本勘助と云片輪者ハ右
馬進ノ伯父也

国立公文書館
National Archives of Japan